学校いじめ防止基本方針

鹿沼市立さつきが丘小学校

いじめのない学校づくり

○児童一人一人を大切にする教職員の意識や児童の声に耳を傾ける姿勢を大切にする。
○温かい人間関係と、ルールが定着した互いに高め合う学級づくりを進める。
○自己有用感を育む学級、学校づくりを進める。（人権意識の高揚・いいとことっとこファイル・キャリアパスポートの活用等）
○教師だけではなく、学級全体に自浄作用が働くように、道徳の時間や特別活動等を通して、傍観者や観衆（見て見ぬふりをしたり、はやし立てておもしろがったりしている子）を生み出さない環境を築いていく。
○いじめている児童に対しては、出席停止等の措置を含め、毅然とした指導をする。また、いじめの背景を探り、心の救済を行う。
○いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示し、自信を持たせる支援を心掛ける。
○全職員で情報を共有し、組織的に対応する。
○いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところでいじめが続いていることもあるので、継続して注意を払う。

いじめ防止等対策委員会

内　容○いじめ防止の対策検討、チェック。
○いじめ発見のための調査実施。
○ケース検討会議、保護者対応。
○いじめ事案対応の指導方針及び指導方法等協議。
○重大事態への対処

構成員　校長･教頭・教務主任･児童指導主任・特別支援教育コーディネーター・学習指導主任・学年主任・保健主事・関係する担任で組織し、保護者や地域の人々の協力が必要な場合には、ＰＴＡの役員や地域の代表を加える。さらに必要な場合は第三者機関員（スーパーバイザー）を加える。

※「いじめ」とは
児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの早期発見・早期対応

○児童の毎日の生活の様子を観察し、小さなサインも見逃さないようにする。
○自主学習ノートや日記等の提出されたノート等により児童の様子をとらえる。
○学級全体でいじめを無くしていくために自浄作用が働くよう学級経営の基盤作りを工夫する。
○保護者の訴えには、真摯に耳を傾ける。事実確認と報告・連絡・相談を怠らないようにする。状況に応じて、ケース検討会議やいじめ対策委員会を開き、保護者へ説明を行う。
○毎月教育支援委員会を開き、学習･生活･友人関係･健康･家庭生活等様々な面から児童の困り感をつかみ、対策を考える。
○毎月の職員会議で児童指導に関する報告を行い各学級の問題等について共有する時間を設定する。
○いじめに関するアンケートを実施する。
○年間２回の教育相談（６月・１０月）
いじめの有無の確認をする。
本人の訴えがあった場合は、ケース検討会議を開き、対応策を検討する。
○Ｑ－Ｕテストの実施と活用を図る。
（年間２回の実施６月･11 月、分析８月･12 月）

情報収集　日常観察・教育相談
アンケート調査等

いじめの把握
緊 急 対 応

早期発見　児童、教師、本人、保護者、地域等

保護者

○いじめの事実を伝える
○支援内容を具体的に話し、本人を守る姿勢を示す。
○連絡を密にし、信頼関係を構築する。

いじめられている児童

○受容　つらさや悔しさを十分に受け止める。
○安心　具体的支援内容を示し安心させる。
○自信　よい点を認め励まし、自信を与える。
○回復　人間関係の確立を目指す。
○成長　自己理解を深めさせ、自尊心を高める。

傍観的児童

○グループ等への指導
・自分の問題として考えさせる
・望ましい人間関係づくり
・自己有用感が味わえる学級づくり
○学年及び全校での指導

いじめている児童

○確認　事実関係、背景・要因、理由等を確認する。
○傾聴　不満・不安等の訴えを十分に聴く。
○内省　いじめられる児童のつらさに気付かせる。
○処遇　課題解決のための援助を行う。
○回復　役割体験等を通して所属感を高める。
今後の生き方を考えさせる。

保護者

○事実を伝える。
○心情（怒り、不安）を理解する。
○具体的助言を与え、立ち直りへの協力を得る。